新型コロナウィルス関連 緊急経営相談会

今般、新型コロナウィルスの影響を受けた事業主の皆様に対し、まずは心よりお見舞い申し上げます。
さて、この度の感染症による当地域経済への影響は大きく、広く市内の全企業に及んでおります。
そこで当商工会議所では、市内の中小企業・小規模事業者の皆様の経営上のご相談に迅速に対応するため、下記の通り、特別相談会を緊急開催致しますので、是非この機会をご利用下さい。

日　時　　令和２年３月２７日（金）　午前１０時～午後２時
場　所　　亀山商工会館　３階会議室（亀山市東御幸町３９－８）

融　資（事業資金:公庫の特別貸付制度）

日本政策金融公庫
四　日　市　支　店

・セーフティネット貸付（上限 4,800 万円　運転資金８年･設備資金 15 年以内）
（経営環境変化資金）
・衛生環境激変特別貸付（上限（別枠）3,000 万円　旅館業／1,000 万円　飲食店･喫茶店営業　運転資金７年以内）

*適用利率は固定金利ですが、融資制度、使途(運転･設備資金)、返済期間等によって異なります。
必要書類：直近２期分の決算書･申告書一式(但し、６ヵ月以上経過の場合など、直近の試算表)他

経　営（資金繰り･各種補助金制度等）

亀山商工会議所
中小企業相談所

・セーフティネット保証(別枠)　４号(地域指定)･５号(業種指定)…共に市長の認定が必要
・県小規模事業資金（上限 2,500 万円　運転資金８年･設備資金１０年以内）
・小規模事業者持続化補助金をはじめとした国等の各種補助金・助成金制度の紹介

*適用利率は固定金利ですが、融資制度、使途(運転資金か否か)、返済期間等によって異なります。
必要書類：直近２期分の決算書･申告書一式(但し、６ヵ月以上経過の場合など、直近の試算表)他

＊なお、相談ご希望の方は、予め必要書類をご準備のうえ、事前に下記の申込書にて亀山商工会議所（TEL 0595-82-1331、FAX 0595-82-8987）までご予約下さい。
＊また、当日は完全予約制とし、マスクのご着用等、咳エチケットにつき、ご配意下さい。

亀山商工会議所　中小企業相談所

亀山商工会議所 行
(FAX ０５９５－８２－８９８７)　3/２７(金)『緊急経営相談会』申込書

令和２年３月　日

住　　所		相談項目	融　資　・　経　営 (希望する項目に○印)
事業所名		希望時間	時　　分～　　時　　分 (最長１人につき１時間)
氏　　名		TEL	
		ＦＡＸ	

※ご記入いただいた個人情報につきましては、本事業の実施の目的にのみ使用いたします。